

～接種する前に必ずお読みください～

大和市 成人用肺炎球菌予防接種のお知らせ

- 成人用肺炎球菌予防接種は、必ず受けなければならないものではなく、本人が接種を希望している場合に限り行うものです。接種を希望される場合は、必ずワクチンの効果と副反応等を理解したうえで受けてください。
- 治療中の疾患がある方は、かかりつけの医師にご相談ください。

初めて接種する方は接種費用 3, 000 円で受けることができます

実施期間	通年
接種対象者 すべての◆ に該当する ①または② の方	◆大和市に住民登録があり、 ◆自らの意思で接種を希望しており、 ◆23価肺炎球菌ワクチン「ニューモバックスNP」を初めて接種する、 <u>①接種当日に65歳の方</u>（65歳の誕生日当日から66歳の誕生日前日まで） <u>②接種当日に60歳～64歳で、以下に該当する方</u> ・心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方 ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方 「身体障害者手帳（Ⅰ級）」もしくは「診断書」の提示が必要です。 ※接種するワクチンは、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（ニューモバックスNP）です。自費接種を含めて、過去にこのワクチンの接種を受けたことがある方は、対象外です（再接種を希望する場合は全額自費となります）。
接種費用	3, 000 円 ※以下の方は、接種時に各証明書を提示した場合のみ費用免除となります。 ・生活保護世帯に属する方・・・「生活保護費受給票」 ・中国残留邦人等の支援給付を受けている方・・・「本人確認証」
持ち物	マイナ保険証または資格確認書等、接種費用

●予防接種希望書及び接種の意思確認について

- ・予診票の「予防接種希望書」の欄にご本人の署名が必要です。
（具体的な理由等を記載した上で代筆可能）。
- ・接種を受けるご本人に認知症などがあって正確な意思確認が難しい場合は、ご家族等の協力により慎重にご本人の接種の意思を確認し、別紙「本人希望の意思確認について」を医療機関へ提出する必要があります。
- ・ご本人による接種希望の意思が確認できず、ご家族等の希望のみで接種をする場合は、費用は全額自己負担となります（3, 000 円で接種を受けることはできません）。

肺炎球菌感染症と予防接種

肺炎球菌感染症とは

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、咳やくしゃみなどのしぶき、唾液などを通じて飛沫感染します。日本人の約3～5%の高齢者では鼻や喉の奥に肺炎球菌が常在しているとされますが、保菌者の全てが発症するわけではなく、身体の抵抗力（免疫）の低下など何らかのきっかけにより発症します。肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25%～40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題になっています。疾患としては、肺炎のほか、中耳炎、副鼻腔炎、気管支炎などがあり、敗血症などの重い感染症の原因となることがあります。

使用するワクチンについて

使用するワクチンは「23価肺炎球菌ワクチン（ニューモバックスNP）」です。小児に使用する肺炎球菌ワクチンとは異なります。

（1）接種方法

23価肺炎球菌ワクチンは、1回0.5mlを筋肉内または皮下に注射します。

健康な人では少なくとも接種後5年間は効果が持続するとされており、インフルエンザワクチンのように毎年接種する必要はありません。また、肺炎球菌感染症は、季節にかかわらず罹る可能性があるため、1年中どの時期でもワクチンを接種できます。

（2）再接種について

過去5年以内に23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人が、再度接種した場合、注射部位の疼痛、紅斑、硬結等の副反応が、初回接種時よりも頻度が高く、程度が強くなる場合があります。また、初回接種から5年以上経過した際にもこのような注射部位の反応等が出る場合がありますので、再接種にあたっては、その必要性を慎重に考慮して、十分な間隔をあけて接種することが必要です。

※過去に23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は、定期接種の対象とはなりません。再接種の場合は全額自己負担となります。

肺炎球菌ワクチンの効果

肺炎球菌には90種類以上の血清型があり、成人の定期接種で使用される23価肺炎球菌ワクチンは、そのうちの23種類の血清型に効果があります。23価肺炎球菌ワクチンは、この23種類の血清型の侵襲性肺炎球菌感染症を4割程度予防する効果があります。

※侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

肺炎球菌ワクチン接種後の副反応

接種後に注射部位の症状（痛み、赤み、腫れ等）、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛等がみられる場合がありますが、通常2～3日で消失します。まれに報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様反応、血小板減少、ギランバレー症候群、蜂巣炎様反応等があります。その他、右記のような副反応の報告があります。

報告頻度	5 %以上	1 ~ 5 %	1 %未満	頻度不明 注)
全身症状		倦怠感、違和感、悪寒、発熱	ほてり	無力症
筋・骨格系		筋肉痛		関節痛、関節炎、CK(CPK)上昇
注射部位	疼痛、熱感、腫脹、発赤	硬結	掻痒感	可動性の低下
精神神経系		頭痛		感覚異常、熱性痙攣、浮動性めまい
呼吸器			咽頭炎、鼻炎	
消化器			悪心	嘔吐、食欲減退
血液				リンパ節症・リンパ節炎、白血球数増加
皮膚			皮疹	蕁麻疹、多形紅斑
その他		ALT(GPT)上昇	腋窩痛	血清病、CRP 上昇

注) 自発報告あるいは海外において認められている
※新製剤および旧製剤で認められた副反応を記載

※厚生労働省ホームページより

予防接種健康被害救済制度について

万一、定期接種として受けた予防接種により重篤な健康被害が発生した場合、その健康被害が予防接種によるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済制度の対象となります。

予防接種を受ける前の注意事項

(1) 一般的注意

- ① 本説明をよく読み、ワクチンの効果や副反応について理解した上で受けてください。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師に質問してください。
※十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。
※次のいずれかにあてはまる方は、接種前に必ず医師に申し出てください。
 - ・1か月以内に家族や友人に感染症などの病気にかかった人がいる。
 - ・近親者に予防接種を受けて具合が悪くなった人がいる。
- ② 予防接種は、健康状態が良いときに受けるのが原則です。少しでも熱があったり、風邪気味のとき、食欲のないときなどは、無理せず、体調が良いときに受けてください。また、医師が接種を見合わせると判断した場合は接種できません。治療中の疾患がある方は、かかりつけの医師にご相談ください。

(2) 予防接種を受けることができない方

- ① 過去に23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方（自費接種を含む）
- ② 接種当日、明らかに発熱している方
※一般的に、体温が37.5℃を超える場合を指します。
- ③ 重篤な急性疾患にかっている方
※急性の病気にかかっている方は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。
- ④ 23価肺炎球菌ワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことのある方
※「アナフィラキシー」とは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐（おうと）、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。
- ⑤ その他、医師が接種不適当な状態と判断した方
※上の①～④に該当しない場合でも、医師が接種不適当と判断した場合は接種できません。

(3) 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない方

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- ② これまでに、予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹等のアレルギー症状があった方
- ③ けいれんを起こしたことがある方
- ④ 免疫不全と診断されている方及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ⑤ 23価肺炎球菌ワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方

予防接種を受けた後の一般的注意事項

- (1) 予防接種後30分程度は安静にしてください。接種後30分以内は、急激なアレルギー反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。また、接種後24時間は特に健康状態の変化に注意し、少なくとも接種後1週間は副反応の出現に注意してください。
- (2) 接種後、接種部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、嘔吐、声が出にくい、息が苦しい、低血圧、高熱が出るなど、体調の変化が現れたら、速やかに医師の診察を受けてください。
- (3) 接種当日の入浴は差支えありませんが、接種後すぐの入浴や接種部位を強くこすることは避けてください。
- (4) 接種後は接種部位を清潔に保ち、接種当日は激しい運動や過度の飲酒は控えましょう。

Q & A

- Q 1 既に23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがありますが、定期接種を受けられますか。
- A 1 既に23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は、定期接種の対象となりません。
- Q 2 過去に肺炎になったり、肺炎球菌感染症にかかったことがありますが、定期接種の対象者になりますか。
- A 2 定期接種の対象になります。
肺炎は様々な原因でおこり、また肺炎球菌には多くの血清型があるため、過去に肺炎や肺炎球菌感染症にかかっている場合でも、定期接種の対象となります。
- Q 3 肺炎球菌ワクチンの接種対象年齢において、病気にかかって長く療養していたために、接種を受けられずに対象年齢を過ぎてしまった場合、どうすればいいですか。
- A 3 接種対象年齢において、長期にわたり療養を必要とする病気にかかっていたために、定期接種を受けることができなかったと認められた場合、長期療養特例として定期接種を受けることができます（この場合、接種可能となった日から1年以内に接種を受ける必要があります）。特例に該当するか否かについては、医学的な判断が必要であり、この制度を利用する場合は接種前に市に申請の手続きが必要となります。詳細はお問合せください。

予診票は、接種を受ける方の健康状態を把握し、安全性を確保するための大切な情報です。接種を受ける方が責任をもって記入し、正しい情報を医師に伝えてください。

<お問合せ> 大和市 医療健康課（大和市保健福祉センター4階）
電話：046-260-5662（平日8時30分～17時00分）